

県作成パンフレットの抜粋

水質関係選任対象施設（有害物質） (業種によって、法律の対象か条例の対象か変わります。)

| | | | |
|--------------|---|----|--|
| 19 | <p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）</p> <p>イ　まゆ湯煮施設　口　副蚕処理施設 ハ　原料浸せき施設　ニ　精練機及び精練そう ホ　シルケット機　ヘ　漂白機及び漂白そう ト　染色施設　チ　薬液浸透施設　リ　のり抜き施設</p> | 29 | コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設　口　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設 |
| | | | メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。） イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 口　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 |
| 22 | <p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）</p> <p>イ　湿式バーカー　口　薬液浸透施設</p> | 31 | 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。） イ　ろ過施設 口　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機　ニ　廃ガス洗浄施設 |
| | | | 32 |
| 23 の 2 | <p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）</p> <p>イ　自動式フィルム現像洗浄施設 口　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p> | 32 | 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。） イ　ろ過施設 口　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機　ニ　廃ガス洗浄施設 |
| | | | |
| 24 | <p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ　ろ過施設　口　分離施設　ハ　水洗式破碎施設 ニ　廃ガス洗浄施設　ホ　湿式集じん施設</p> | 33 | 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタートの製造の用に供するものに限る。） イ　縮合反応施設　口　水洗施設 ハ　遠心分離機　ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設　ヌ　湿式集じん施設 |
| | | | |
| 25 | 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　塩水精製施設　口　電解施設 | 33 | |
| 26 | 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。） イ　洗浄施設　口　ろ過施設 ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ　廃ガス洗浄施設 | 34 | 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。） イ　ろ過施設　口　脱水施設　ハ　水洗施設 ニ　ラテックス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 |
| 27 | 第25号から第26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下この表において、「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造 イ　ろ過施設 口　遠心分離器 ハ　硫酸製造装置のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄装置 ニ　活性炭又は二酸化炭素の製造装置のうち、洗浄装置 ホ　無水けい酸製造装置のうち、塩酸回収装置 ヘ　青酸製造装置のうち、反応施設 ト　よう素製造装置のうち、吸着施設及び沈殿装置 チ　海水マグネシア製造装置のうち、沈殿装置 リ　バリウム化合物製造装置のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設 | 34 | |
| 28 | カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。） イ　湿式アセチレンガス発生施設 口　さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロブレンモノマー洗浄施設 | 37 | 第31号から第36号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒と |

県作成パンフレットの抜粋

| | | |
|--------------|---|---|
| | して使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に要するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。) イ 洗浄施設 口 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カブロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジソシアネット又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 | 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。) イ 脱塩施設 口 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 撥発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 |
| 37 | | 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。) イ 研磨洗浄施設 口 廃ガス洗浄施設 |
| | | 58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。) イ 水洗式破碎施設 口 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 |
| | | 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。) イ タール及びガス液分離施設 口 ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 |
| | | 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。) イ 還元そう 口 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 |
| 38 の 2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。) | 63 金属製品製造業または機械機器製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(液体浸炭による焼入れ、シアノ化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電解若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。) イ 焼入れ施設 口 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 41 | 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。) イ 洗浄施設 口 抽出施設 | 63 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 43 | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 | 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。) イ タール及びガス液分離施設 口 ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) |
| 46 | 第28号から第45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。) イ 水洗施設 口 ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 | 65 酸又はアルカリによる表面処理施設(クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。) |
| 47 | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。) イ 動物原料処理施設 口 ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 | 66 電気めっき施設(カドミウム化合物、シアノ化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。) |
| 48 | 火薬製造業の用に供する洗浄施設(ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。) | 66 エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。) |
| 50 | 有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。) | 71 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。) |
| | | 71 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。) |

備考 1 番号は水質汚濁法施行令別表第1の項番号を指します。

**水質関係選任対象施設（有害物質以外）
(業種・規模によって、法律の対象か条例の対象か変わります。)**

| | | | |
|-------------|--|--------------|---|
| 1 の 2 | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るもの を除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場に係るもの を除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るもの を除く。） | 18 の 2 | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 |
| | | 18 の 3 | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 |
| | | 20 | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設 |
| 2 | 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 | 21 | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設 |
| 3 | 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 木 湯煮施設 | 21 の 2 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー |
| 4 | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 | 21 の 3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 |
| 5 | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 木 精製施設 ヘ ろ過施設 | 21 の 4 | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設 |
| 6 | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 | 23 | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 木 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 |
| 7 | 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 木 精製施設 | 30 | 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 |
| 8 | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう | 35 | 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 9 | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 | 36 | 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廉酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 10 | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 榨汁施設 ニ ろ過施設 木 湯煮施設 ヘ 蒸留施設 | 38 | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 |
| 11 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 木 水洗式脱臭施設 | 39 | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 |
| 12 | 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 | 40 | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 |
| 13 | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 | 42 | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 |
| 14 | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設 | 44 | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 |
| 15 | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 | 45 | 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 |
| 16 | めん類製造業の用に供する湯煮施設 | 49 | 農薬製造業の用に供する混合施設 |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 | | |
| 18 | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 | | |

県作成パンフレットの抜粋

| | | | |
|--------------|--|--------------|---|
| 51 の 2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 | 67 | 洗たく業の用に供する洗浄施設 |
| 51 の 3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型浄施設 | 68 の 2 | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設 |
| 52 | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 木 染色施設 | 69 の 2 | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 □ 仲卸売場 |
| 54 | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 □ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） | 69 の 3 | 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） イ 卸売場 □ 仲卸売場 |
| 55 | 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント | 70 の 2 | 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設 |
| 56 | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 | 70 の 3 | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 |
| 57 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 | 70 の 2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 |
| 59 | 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万 m ³ 未満の事業場に係るものに除く。） イ 沈でん施設 □ ろ過施設 | 71 の 2 | 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。） |
| 63 の 2 | 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 □ 洗たく施設 ハ 入浴施設 | 70 の 3 | 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び第 71 号に掲げるものを除く。） |
| 66 の 3 | 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） | 71 の 2 | 自動式車両洗浄施設 |
| 66 の 4 | 弁当社屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） | 71 の 3 | 科学技術（人文科学のみに係るものに除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設 |
| 66 の 5 | 飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） | 71 の 4 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設 |
| 66 の 6 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） | 74 | 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 |
| 66 の 7 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものに除く。） | 74 | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第 72 号、第 73 号に掲げるものを除く。） |

備考 1 網かけ部分は法律対象外

備考 2 番号は水質汚濁法施行令別表第 1 の項番号を指します。

備考 3 表 5 のうち 19、22、23 の 2、24、26、27、28、31、32、33、34、37、41、46、47、48、50、51、53、58、61、62、63、64、65、66 の各号については、有害物質を排出しないものにあっては、表 6 に含みます。